

平成28年度税制改正について(主な改正内容)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体が行う地方創生事業に対して寄附を行った場合に、従来からの寄附金の損金算入措置(寄附額の約3割)に加え、その寄附金額の一部を、支出した事業年度の法人事業税額・法人住民税法人税割額及び法人税額から控除する仕組みが設けられました。(地方税法附則第8条の2の2)

要件

- 青色申告書を提出している法人
 - 地域再生法の一部を改正する法律の施行日から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う、地方創生を推進する一定事業に対して寄附金を支出したこと
- ※地域再生法の認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業が対象(国が認定)

控除額の計算

- 法人住民税 : 寄附金額 × 20% (道府県分5%・市町村分15%) (注)
の税額控除 ※法人税割額の20%上限

(注)平成31年10月1日以後に開始する事業年度は、道府県分2.9%・市町村分17.1%

- 法人税 : 法人住民税で控除しきれなかった額
※寄附金額の10%かつ法人税額の5%上限

- 法人事業税 : 寄附金額 × 10% (注)
の税額控除 ※法人事業税額の20%上限

(注)平成31年10月1日以後に開始する事業年度は15%

留意事項

- 寄附金額が一回当たり10万円以上の場合に税額控除の対象となります。
- 主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体に対する寄附は対象となりません。
- 東京都、東京都23特別区、一部の市町村に対する寄附は対象となりません。
- 2以上の市町村に事務所を有する法人の法人住民税からの控除税額については、課税標準の分割の基準となる従業者数をもとに按分します。

確定申告書提出時の添付資料

特定寄附金を支出した場合の税額控除を受ける場合は、第20号の5様式及び寄附金を受けた地方公共団体が寄附金の受領について交付する書類(地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類)の写しを添付してください。

【控除イメージ】

